

6)防犯・交通安全

【現況と課題】

総社警察署管内では、犯罪件数が平成14年をピークに年々減少しており、平成17年では認知件数が990件と、平成14年の約6割にまで減少しています。内容としては、自転車盗など乗り物盗が大変多く、少年犯罪も多発しています。また、全国的に、ひとり暮らしの高齢者を狙った悪質商法や振り込み詐欺などの犯罪や、学校や通学路において不審者による児童・生徒に対する声かけ事案などが多発しております。

そのため、今後も、市民と地域、行政や警察などの関係機関が一体となり、防犯活動の推進や環境浄化等に努めるなど地域防犯体制の充実、強化とともに、地域で子どもを守る取り組みを図る必要があります。

交通安全については、総社警察署管内では交通事故が若干の減少傾向にあり、平成17年では人身事故件数が739件と、4年前の平成13年よりも72件減少しています。減少の要因としては、市民の交通安全意識の高揚、道路改良や交通安全施設の充実など交通をとりまく環境面での整備が進んだことがあげられます。年齢別では、16歳から24歳までの若者が関係する事故が多い反面、死傷者は高齢者が多くなっています。

今後、これまで行ってきた各種交通安全施設の整備や市民の交通安全意識の普及・啓発とともに、交通安全対策全般にわたって、地域と行政、警察などの関係機関が協力して、総合的な施策を積極的に展開する必要があります。

■交通事故の発生状況

区分	人身事故(件)	死者(人)	負傷者(人)
平成13年	811	6	1,044
平成14年	901	4	1,156
平成15年	783	8	1,030
平成16年	804	5	1,058
平成17年	739	5	971

資料：交通年鑑

■犯罪検挙の状況

区分	認知件数(件)	刑 法 犯			特別法検挙件数(件)
		検挙件数(件)	検挙人員(人)	うち犯罪少年(14~19歳)(人)	
平成13年	1,105	310	257	143	44
平成14年	1,619	291	242	122	51
平成15年	1,599	340	177	75	28
平成16年	1,241	333	169	95	25
平成17年	990	268	428	95	35

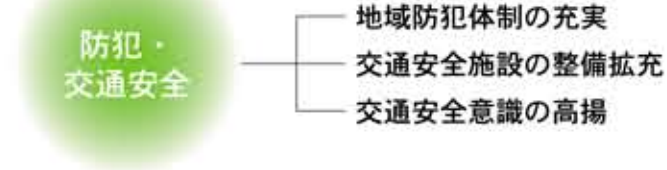
資料：総社警察署

【基本方針】

地域の安全性を向上するために、警察などの関係機関との協力により、地域と連携した防犯活動を展開するなど、地域防犯体制の充実や施設の整備・充実を図るとともに、地域で子どもを守る取り組みを進めます。

歩行者や自転車利用者、高齢者などが安全に通行できるまちを目指して、交通安全意識の高揚や交通安全施設の整備・充実を図り、交通事故の起こりにくい環境づくりを進め、人身事故件数の減少(600件)を目指します。

【施策の体系】



【主要施策】

(1)地域防犯体制の充実

- ①地域ボランティア組織などの自主防犯活動団体の育成支援に努めるとともに、広報活動の充実を通して、市民の防犯意識や暴力追放意識の高揚に努めます。
- ②振り込み詐欺など高齢者を狙った犯罪から守れるように、高齢者世帯に対して、地域や行政、市民が協働で、啓発活動するなど事件を未然に防ぐ取り組みを展開します。
- ③学校や通学路における児童・生徒を狙った凶悪犯罪から守れるように、学校や家庭とともに、行政や地域が連携し、集団登下校はもとより日常的なパトロールを強化するなど地域で子どもを守る取り組みを進めます。
- ④犯罪の未然防止のため、自治会等に補助金を交付し、夜間歩行の際に危険な箇所などへの防犯灯の設置を促進するなど、犯罪のない明るいまちづくりを進めます。

⑤警察など関係機関の協力のもと、青少年の健全育成や非行防止のため、環境浄化パトロールの充実に努めます。

(2)交通安全施設の整備拡充

- ①交通量の増加に対応した歩車道分離などの道路整備とともに、カーブミラー、ガードレールの設置など交通安全施設の整備を進めます。
- ②通学通園時における歩行者、自転車利用者の保護のため、安全面に配慮した歩道や交差点の整備等に努めます。
- ③バリアフリー化の推進として、点字ブロック設置や歩道段差解消などを行うとともに、公安委員会への信号機改良の要望等、子どもや高齢者、障がい者などが安全に利用できる道路環境整備に努め、交通事故の起きにくい環境づくりを進めます。

(3)交通安全意識の高揚

- ①交通安全各種団体の育成支援に努めるとともに、交通安全運動の充実等を図り、市民の交通安全意識の高揚や交通安全マナーの向上に努めます。
- ②保育所、幼稚園、小・中学校、職場、老人クラブ等における交通安全教育の充実等に努めるとともに、長良交通公園などの施設を活用した実践的な交通安全教室の実施に努めます。

【協働に向け期待される役割】

市 民	自主防犯活動への参加、交通ルールの遵守など
N P O等	地域ボランティア組織のリードなど
企 業 等	自主防犯活動への支援、交通安全教育の推進など
行 政	地域防犯体制の充実、交通安全意識の高揚など

7)辺地対策

【現況と課題】

本市の北部及び東部地域には、交通や利便性など自然的及び文化的諸条件に恵まれていない、いわゆる辺地があります。これらの地区は、道路が狭く、また、公共施設等への距離も遠く、日常生活に不便が生じています。そのため、定住しない若者も多く、高齢化率が高く、過疎化も進んでいます。

これらを解消するため、本市では昭和61年度から辺地対策の事業に取り組んできましたが、事業の推進や地域内人口の減少により、辺地地区は延原・宇山地区、岩屋・新山地区のみとなっています。

辺地対策は5年ごとに策定する辺地総合整備計画に基づき、道路や消防施設等の公共的施設を整備してきました。しかし、辺地地区の生活の不便解消までには至っておらず、今後も生活環境施設等の整備を進めていくことにより、辺地対策を推進していく必要があります。

■辺地地区の状況

辺地名	人口(人)	面積(km ²)	対象地域
延原・宇山	220	17.0	延原、橋、種井(高間、浜)、宇山
岩屋・新山	56	7.2	奥坂(後原、阿弥陀原、岩屋)、黒尾(新山)

平成17年12月31日現在

資料：総務部企画課

【基本方針】

辺地総合整備計画を策定し、辺地地区の生活環境の整備を計画的に進め、辺地地区0地区を目指します。

【施策の体系】



【主要施策】

(1)辺地総合計画の推進

- ①辺地総合整備計画に基づき、辺地対策事業を総合的、計画的に推進し、辺地地区の解消を図ります。

(2)生活環境施設の整備

- ①生活圏の拡大を図るとともに、地域間交流の促進を図るために、市道や林道の整備を年次的に進めます。

(3)消防施設の整備

- ①道路事情などから自衛消防力に負うところが大きいこと、自衛消防組織の育成に努めるほか、防火水槽などの消防施設を整備し、防災対策を進めます。

(4)地域活性化の促進

- ①豊かな自然や観光資源を生かした都市市民との交流事業の展開によって、地域の活性化を図ります。

【協働に向け期待される役割】

市 民	地域コミュニティ活動への参加など
N P O等	地域コミュニティ活動への支援など
企 業 等	従業員の地域コミュニティ活動への参加に対する理解など
行 政	総合的、計画的な辺地対策事業の推進など